

## 岡山大学共同研究講座及び共同研究部門規程

〔平成25年3月12日〕  
岡大規程第5号

改正：平成27年3月31日規程第44号

平成28年3月31日規程第52号

平成31年3月6日規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）における共同研究講座及び共同研究部門（以下「共同研究講座等」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同研究講座等は、共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）から受け入れる経費等を活用して設置運営し、当該研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 共同研究講座 共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする民間機関等から受け入れる経費等を活用して本学の部局等に設置されるもので、講座に相当するものをいう。
- 二 共同研究部門 共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする民間機関等から受け入れる経費等を活用して本学の部局等に設置されるもので、研究部門に相当するものをいう。
- 三 部局等 各学部、大学院各研究科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター及び各機構をいう。
- 四 共同研究 岡山大学共同研究取扱規程（平成16年岡大規程第39号。以下「共同研究取扱規程」という。）第2条に規定する研究をいう。

(名称)

第4条 共同研究講座等には、共同研究講座等における研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 共同研究講座等の名称について、当該民間機関等から申出があった場合は、当該民間機関等が明らかとなる名を前項の名称に付加することができる。

(設置期間等)

第5条 共同研究講座等の設置期間は、原則として2年以上5年以下とする。

- 2 前項の設置期間は、更新することができる。
- 3 設置期間を更新する場合の手続きは、設置の例による。

(構成)

第6条 共同研究講座等には、少なくとも教授又は准教授相当の専任教員1人を配置するものとする。

- 2 共同研究講座等の構成員として、本学教員を兼務させ、また、民間機関等における共同研究担当者を、共同研究取扱規程に基づく民間等共同研究員として受け入れることができるものとする。
- 3 共同研究講座等の専任教員（以下「専任教員」という。）は、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第2条第1項第4号に規定する特別契約職員とする。

4 専任教員の選考は、国立大学法人岡山大学教員の選考に関する規則（平成16年岡大規則第27号）に準じて行うものとする。

（職務内容）

第7条 専任教員は、共同研究講座等における研究に従事するものとする。ただし、民間機関等との協議により、当該共同研究講座等における研究の遂行に支障のない範囲で、授業、研究指導等を担当することができるものとする。

（経費負担等）

第8条 民間機関等は、謝金、旅費、専任教員人件費、研究協力者等人件費、設備備品費、消耗品費、光熱水料等の共同研究講座等の設置及び運営に必要な直接的な経費（以下「直接経費」という。）並びに共同研究遂行に関連して直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。この場合における間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、学長が特に認めた場合は、これと異なる額とすることができるものとする。

2 共同研究講座等を設置する部局等は、所有する施設・設備を共同研究の用に供するとともに、部局予算の範囲内で当該施設・設備の維持・管理に必要な経費を負担するものとする。

3 民間機関等から受け入れる共同研究講座等に係る経費は、その設置期間に係る総額を、設置前に一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受入れが確実であるときは、年度ごとに必要経費を分割して受け入れることができるものとする。

（設置の申請）

第9条 共同研究講座等の設置を申し込もうとする民間機関等は、設置を希望する部局等の長に共同研究講座等設置申込書（別紙様式第1号）を提出するものとする。

2 部局等の長は、前項の申込みがあった場合において、当該共同研究講座等の設置が当該部局等における教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、教授会又はそれに代わる機関の議を経て、その設置を学長に申請するものとする。

3 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

一 共同研究講座等設置申込書（別紙様式第1号）

二 共同研究講座等の概要（別紙様式第2号）

三 共同研究講座等教員就任予定者の履歴書（別紙様式第3号）及び就任承諾書（別紙様式第4号）

（設置の決定）

第10条 学長は、前条の申請内容が本学の教育研究の進展に寄与すると認められる場合は、当該共同研究講座等の設置を決定するものとする。

（設置の通知及び報告）

第11条 学長は、前条の規定により共同研究講座等の設置を決定した場合は、速やかに当該部局等の長にその旨を通知し、教育研究評議会及び役員会に報告するものとする。

（契約の締結）

第12条 学長は、共同研究講座等の設置を決定したときは、速やかに当該民間機関等と共同研究講座設置契約書又は共同研究部門設置契約書を取り交わすものとする。

（内容等の変更）

第13条 共同研究講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続きは、設置の例による。

（他の研究機関との共同研究等）

第14条 本学と民間機関等との合意に基づき、当該民間機関等以外の研究機関（以下「第三者」という。）と共同研究講座等における研究に関連した共同研究を行い、又は第三者への委託を行うことができるものとする。

（共同研究等の取扱い）

第15条 共同研究講座等で実施する共同研究の申込み及び受入れ手続きについては、共同研究講座等の設置手続きをもって代える。

2 民間等共同研究員を受け入れる場合の研究料は、学長が特に認める場合は、免除することができるものとする。

3 共同研究講座等で実施する共同研究の取扱い及び知的財産権の出願等の取扱いについては、この規程で定める事項を除き、共同研究取扱規程の定めるところによる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第9条関係）

共同研究講座等設置申込書

平成 年 月 日

岡山大学（部局等）長 殿

民間機関等 住 所  
名 称  
代表者名

印

岡山大学共同研究講座及び共同研究部門規程に基づき、下記のとおり共同研究講座等の設置を申し込みます。

記

共同研究講座等名称	
共同研究課題	
設置目的及び研究内容 又は変更理由	
設置期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
設置部局等	
共同研究講座等に要する経費の負担額	直接経費 円 間接経費 円 研究料 円 合計 円（消費税額及び地方消費税額を含む）
岡山大学における共同研究担当 教員（所属・職・氏名）及び役割分担	
民間機関等における共同研究担当者 （所属・職・氏名）及び役割分担  ※共同研究員として派遣する 者は、氏名の前に◎を付す	
民間機関等連絡担当者 （所属・氏名・電話・メール）	電話： E-mail：
そ の 他	（経費の納入時期・納入金額を記載） 平成 年度 円 平成 年度 円 平成 年度 円



別紙様式第3号（第9条関係）

共同研究講座等教員就任予定者の履歴書

履 歴 書		
ふりがな 氏名		現住所
生年月日(年齢)	年 月 日 生 ( 歳 )	男 ・ 女
学 歴		
年 月	事	項
職 歴		
年 月	事	項
学会及び社会における活動等		
年 月	事	項
賞 罰		
年 月		
		上記のとおり相違ありません。
年 月 日	氏名	印

(注)

- 1 「学歴」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。

就 任 承 諾 書

平成 年 月 日

岡山大学長 殿

氏名

印

私は、国立大学法人岡山大学〇〇〇〇〇共同研究講座（研究部門）設置の上は、当該共同研究講座（研究部門）教員として、 年 月 日から就任することを承諾します。

## 共同研究講座設置契約書（雛形）

国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究を目的とした共同研究講座設置契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（用語の定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

一 「共同研究講座」とは、共通の課題について岡山大学と共同して研究を実施しようとする企業等から受け入れる経費等を活用して岡山大学内に設置運営されるもので、講座に相当するものをいう。

※「共同研究部門」の設置の場合は、「講座」を「部門」に置き換えること（本契約書全文についても同様）

二 「研究成果」とは、本契約に基づく共同研究（以下「本共同研究」という。）によって得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究講座の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の創作的成果をいう。

三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ イ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

4 本契約において「専用実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権



- 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
  - 三 種苗法に規定する専用利用権
  - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
  - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に使用をする権利
  - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に使用をする権利
- 5 本契約において「通常実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法に規定する通常実施権、実用新案法に規定する通常実施権、意匠法に規定する通常実施権及び商標法に規定する通常使用権
  - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権
  - 三 種苗法に規定する通常利用権
  - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて実施をする権利
  - 五 プログラム等の著作物に係る著作権について使用をする権利
  - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて使用をする権利
- 6 本契約において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

(共同研究講座の名称等)

第2条 甲及び乙は、次の共同研究講座を設置し、共同研究を実施するものとする。

- (1) 共同研究講座の名称
- (2) 共同研究講座の設置目的及び共同研究課題
- (3) 役割分担（別表第1のとおり）
- (4) 岡山大学内設置部局
- (5) 設置場所

(設置期間)

第3条 本共同研究講座の設置期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

(本共同研究に従事する者)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究代表者及び研究担当者として参加させるものとする。

- 2 甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知し、同意を得なければならない。

(研究協力者の参加及び協力)

第5条 甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、研究協力者となる者に本契約を遵守させることができるよう、また、

研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。

4 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第14条から第16条の規定を準用するものとする。

(実績報告書の作成)

第6条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究講座の設置期間中に得られた研究成果について実績報告書を、本契約完了の日の翌日から30日以内に取りまとめるものとする。

(研究経費の負担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第2及び別表第3に掲げる共同研究経費を負担するものとする。

(研究経費の支払)

第8条 乙は、別表第2に掲げる共同研究経費を国立大学法人岡山大学長の発する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。

2 乙は所定の支払期限までに前項の共同研究経費を支払わないときは、支払期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

(経理)

第9条 前条の共同研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第10条 別表第2に掲げる共同研究経費により甲が取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

2 別表第3に掲げる共同研究経費により乙が取得した設備等は、乙に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第11条 甲及び乙は、別表第4及び第5に掲げるそれぞれの施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第4に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3 前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

(共同研究講座の廃止又は設置期間の延長等)

第12条 天災その他の不可抗力又は研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究講座を廃止し、又は設置期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

2 本共同研究講座に係る設置期間、共同研究経費に関して変更がある場合は、甲乙協議の上、共同研究講座変更契約書を締結するものとする。

(本契約の完了又は共同研究講座廃止等に伴う共同研究経費等の取扱い)

第13条 本契約を完了し、又は前条の規定により本共同研究講座を廃止した場合において、第8条第1項の規定により納入された共同研究経費(間接経費を除く。)の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できるものとする。

2 甲は、共同研究講座設置期間の延長により納入された共同研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する共同研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本契約を完了し、又は共同研究講座を廃止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を契約の完了又は講座廃止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(知的財産権の帰属)

第14条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相手方に対して報告するとともに、次の各号に基づき、その帰属について協議し、決定するものとする。

一 甲又は乙の研究担当者が、本共同研究の過程で、単独でした発明等に係る知的財産権は、甲乙、それぞれの単独保有とする。

二 甲及び乙の研究担当者が、本共同研究の過程で、共同でした発明等に係る知的財産権は、甲乙協議の上、決定された持分において甲と乙が共有するものとする。

(共同研究の成果として単独保有する知的財産権の取扱い)

第15条 甲及び乙は、本共同研究において自己の研究担当者が単独で発明等を行い、当該発明等に係る出願等を行うときは、当該自己の研究担当者が当該発明等を単独で行ったこと及び前条第1項第1号に基づき知的財産権を単独保有することについて、相手方から事前に書面による確認を得なければならない。

(共有の知的財産権に関する出願等)

第16条 甲及び乙は、甲と乙が共有する知的財産権について、出願等をする場合には、出願の内容、甲乙共有の知的財産権に係る双方の持分、管理費用(特許庁等の登録機関及び甲乙に所属しない外部の弁理士等に支払う、知的財産権を取得し維持するための費用をいう。以下同じ。)の負担等必要な事項を定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が、前項に係る出願等を行わないとき、または管理費用を負担しないときは、自らの費用で独自に出願等を行うことができるものとする。この場合において、当該出願等に係る管理費用を負担しない甲又は乙は、当該出願に係る自己の持分を相手方に無償で譲渡するものとし、その旨の「譲渡証書」を相手方に提出するものとする。

(外国出願)

第17条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権(著作権及びノウハウを除く。)の設定登録出願、権利保全(以下「外国出願」という。)についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うに当たっては、双方協議の上行うものとする。

(ノウハウの指定)

第18条 甲及び乙は、甲乙共有の知的財産権のうち、ノウハウに該当するものについ

て、甲乙協議の上、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本契約完了の日の翌日から起算して○年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### (優先的实施)

第19条 甲は、甲単独保有又は甲乙共有の知的財産権を、自ら実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから優先的に実施させることができるものとする。なお、実施許諾の期間及び対価等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

- 2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する優先的に実施させる期間(以下「優先的实施期間」という。)を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的实施期間を更新することができるものとする。更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(乙又は乙の指定する者から「独占的实施権等」の希望があり、支障がないと認めた場合は、「優先的」を「独占的(実施権等)」に置き換えることができる。)

#### (第三者に対する実施の許諾)

第20条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲単独保有の知的財産権を前条に規定する優先的实施期間中その第○年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

- 2 甲は、乙又は乙の指定する者が甲乙共有の知的財産権を本共同研究完了の翌日から起算して○年以内に正当な理由なく実施しない場合、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、第三者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。
- 3 乙は、甲乙共有の知的財産権を当該知的財産権を出願等したときから第三者に対し実施を許諾することができるものとする。この場合、甲は、前2項の場合を除き、甲単独保有又は甲乙共有の知的財産権を、自ら実施せず、かつ、第三者に実施許諾しないものとする。

#### (持分の譲渡等)

第21条 甲は、甲単独保有又は甲乙共有の知的財産権の甲の持分を乙に譲渡し、又は専用実施権等を設定することができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

#### (実施料)

第22条 甲単独の知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲乙共有の知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。
- 3 甲乙共有の知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

#### (管理費用等)

第23条 甲及び乙は、甲乙共有の知的財産権に関する管理費用をそれぞれ持分に応じて負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙共有又は甲単独で保有する知的財産権について、乙又は乙の指定する者が独占の実施権等を希望し甲がこれに応ずる場合、乙又は乙の指定する者は当該知的財産権について、当該独占の実施権を有する期間において発生する当該知的財産権の管理費用の全額を負担するものとする。

#### (情報交換)

第24条 甲及び乙は、本共同研究講座の設置及び運営並びに研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 提供された資料は、本契約完了後又は本共同研究講座廃止後相手方に返還するものとする。

#### (秘密の保持)

第25条 甲及び乙は、本共同研究講座の設置及び運営並びに研究の実施に当たり、開示若しくは提供を受け又は相手方より知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第1の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する情報については、この限りではない。

一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明で

きる情報

六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究講座及び本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合及び前項第1号から第5号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究講座設置の日から契約完了後又は共同研究講座廃止後〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### (研究成果の取扱い)

第26条 甲及び乙は、本契約完了又は各年度末の日の翌日から起算し〇ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（当該年度に得られた研究成果）について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の〇〇日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければなら

らない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

- 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後〇〇日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
- 4 第2項の通知しなければならない期間は、第25条第3項に規定する秘密保持期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

#### (成果有体物の取扱い)

第27条 本共同研究の実施に伴い生じた成果有体物（研究の際に創作又は取得された試薬、試料、実験動物、試作品、モデル品、化学物質、菌株等で学術的・財産的価値を有するものをいう。以下同じ。）の帰属は、甲又は乙の研究担当者が単独で創作又は取得した成果有体物に係るものは原則として甲乙の単独所有とし、甲及び乙の研究担当者が共同で創作又は取得した成果有体物に係るものは原則として甲乙の共有とする。

- 2 甲は、甲単独所有又は甲乙共有の成果有体物の甲の持分を乙に譲渡できるものとし、別に定める成果有体物売買契約により、これを行うものとする。

#### (著作者人格権)

第28条 甲及び乙は、共有するプログラム等の著作物について、著作権法第15条に規定する職務著作にあたらぬ場合は、当該著作物を創作した研究担当者及び研究協力者に対し、同法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を行使しないよう義務付けるものとする。

#### (契約の解除)

第29条 甲は、乙が第8条第1項に規定する乙に係る共同研究経費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後〇日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。
  - 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
  - 二 相手方が本契約に違反したとき

#### (損害賠償)

第30条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

#### (契約の有効期間)

第31条 本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。

- 2 本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第28条、第30条及び第33条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第32条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第33条 本契約に関する訴えについては、専属管轄の定めに該当する場合を除き、岡山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 岡山市北区津島中一丁目1番1号  
国立大学法人岡山大学  
学長 ○ ○ ○ ○

(乙)

別表第1（第1条，第2条，第4条，第25条関係）本共同研究に従事する者

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲			
乙			

(注) ※は研究代表者，◎は民間等共同研究員。

別表第2（第7条，第8条，第10条関係）甲の施設における共同研究経費

区分	直接経費	間接経費	研究料
甲	円	———	———
乙	円	円	(420,000円×○人) 円
合計	円	円	円

(注) 消費税及び地方消費税額を含む。

(注) 共同試験研究促進税制による税額控除の申告を予定している場合は，直接経費の内訳を明記する必要がある。

別表第3（第7条，第10条関係）乙の施設における共同研究経費

区分	直接経費
乙	円

(注) 共同試験研究促進税制による税額控除の申告を予定している場合は，直接経費の内訳を明記する必要がある。

別表第4（第11条関係）甲の施設における本共同研究に用いる施設・設備

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
甲				
乙				

別表第5（第11条関係）乙の施設における本共同研究に用いる施設・設備

区分	施設の名称	設 備		
		名 称	規 格	数 量
乙				



## 特許共同出願契約書（雛形）

国立大学法人岡山大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、平成 年 月 日付けで甲及び乙の間で締結した「（共同研究の課題名を記入）」に係る共同研究講座設置契約書第 条に基づき、甲に属する教員及び乙に属する研究者が共同して発明を行った「（発明の名称を記入）」（以下「本発明」という。）の共同出願に関し、次のとおり契約を締結するものとする。

（権利の帰属及び持分）

第1条 甲及び乙は、本発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権（以下「特許権等」という。）を共有するものとし、その持分は、甲〇％、乙〇％とする。

（手続及び費用）

第2条 本発明の特許出願及びこれに付随する手続並びに特許権等の維持保全の手続は乙がこれを行うものとする。ただし、審査請求を行うとき又は拒絶理由通知を受けたとき、その他甲乙協議の上、手続することが適当と認められるときは、乙は甲と事前に協議するものとする。

2 甲及び乙は、前項の手続に要する出願費、特許料等（以下「出願費等」という。）の費用を前条の持分に応じて負担するものとする。

（通知）

第3条 乙は、前条第1項における手続の経過をその都度遅滞なく甲に通知しなければならない。

（外国出願）

第4条 甲及び乙は、本発明について外国出願を行おうとするときは、その取扱いについて別途協議の上、定めるものとする。

（契約の有効期間）

第5条 本契約の有効期間は、本契約締結日から本発明に基づき取得した特許権の存続期間満了日までとする。ただし、次の各号の一に該当したときは、その該当する日に終了するものとする。

- 一 本発明の特許出願のすべてについて拒絶の査定若しくは審決が確定したとき
- 二 本発明に基づいて取得した特許の無効の審決が確定したとき

（協議）

第6条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学

学長 ○ ○ ○ ○

(乙)

(注) 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、本契約書に準じて取り扱うものとする。